

マイ・タイムラインリーダー認定制度規約 新旧対照表

新		旧		備考
第3条 認定対象者と 認定条件	2. (2) 協議会が主催するマイ・タイムラインリーダー認定講座等を受講し、マイ・タイムラインリーダー認定申請書（様式1）を 開催した協議会構成自治体等 事務局に提出した方	第3条 認定対象者と 認定条件	2. (2) 協議会が主催するマイ・タイムラインリーダー認定講座等を受講し、マイ・タイムラインリーダー認定申請書（様式1）を開催した 事務局 に提出した方	
第4条 活動内容等	3 協議会構成自治体等 が開催するマイ・タイムライン作成講座で、マイ・タイムラインについての作成を支援する ことを基本とする。	第4条 活動内容等	3 協議会構成自治体 が開催するマイ・タイムライン作成講座 等 で、マイ・タイムラインについての作成を支援する。	
第4条 活動内容等	6 リーダーは、事務局が開催するマイ・タイムラインリーダー 研修 等に参加し、常にリーダーとしての素質の向上を図るよう努める。	第4条 活動内容等	6 リーダーは、事務局が開催するマイ・タイムラインリーダー 認定講座 等に参加し、常にリーダーとしての素質の向上を図るよう努める。	
第5条 リーダー認定 講座の開催	1 リーダー認定講座は、協議会構成自治体が主体的に開催することを基本とする。 2 リーダー認定講座の講師は、開催場所の協議会構成自治体の職員とすることを基本とする。 3 リーダー認定証等（認定証・カード・ログインパスワード）の発行・発送は、開催場所の協議会構成自治体 が 実施することを基本とする。	記載なし		新規追加

新		旧		備考
6条 リーダーの階級	<p>1 リーダーの階級は、「マイスター」「A級」「B級」「C級」とする。</p> <p>2 マイ・タイムライン作成講座の講師としての支援は、「マイスター」「A級」「B級」の階級を取得したリーダーが実施可能とする。ただし、「C級」でも、防災士、気象予報士の資格取得及び消防団員・水防団員であれば、講師としての支援を可能とする。</p> <p>3 マイ・タイムライン作成講座の講師補助としての支援は、「マイスター」「A級」「B級」「C級」の階級を取得したリーダーが実施可能とする。</p> <p>4 「マイスター」のリーダーは、協議会が主催するマイ・タイムラインリーダー認定講座の講師としての支援を可能とする。</p>	記載なし		新規追加
第7条 リーダーへの援助	<p>リーダーは、その活動の際に、活用場所等の活用用途と必要部数等を記入した逃げキッド提供依頼書（様式3）を<u>開催する協議会構成自治体等</u>に提出し、逃げキッド等を無償で活用することができる。</p>	第5条 リーダーへの援助	<p>リーダーは、その活動の際に、活用場所等の活用用途と必要部数等を記入した逃げキッド提供依頼書（様式3）を<u>事務局</u>に提出し、逃げキッド等を無償で活用することができる。</p> <p><u>ただし、逃げキッドの配布は、事務局の許可が得られた場合に限る。</u></p>	
第10条 登録内容の変更	<p>登録内容に変更があった場合は、速やかにEメールやFAXまたはマイ・タイムラインポータルサイトによる登録等の方法で<u>申請した協議会構成自治体等</u>に知らせる。</p>	第8条 登録内容の変更	<p>登録内容に変更があった場合は、速やかにEメールやFAXまたはマイ・タイムラインポータルサイトによる登録等の方法で<u>事務局</u>に知らせる。</p>	

新		旧		備考
第10条 認定の解除	認定の解除を希望するリーダーは、 申請した協議会構成自治体等 に連絡し、解除手続きを行う。	第10条 認定の解除	認定の解除を希望するリーダーは、 事務局 に連絡し、解除手続きを行う。	
別紙2	C級 協議会 主催のマイ・タイムラインリーダー認定講座に参加し、マイ・タイムラインを作成し、マイ・タイムラインリーダー認定申請書を事務局もしくは協議会構成自治体に提出した方。 B級 マイ・タイムラインの作成の補助 もしくは指導 を3回以上した方。	別紙2	C級 事務局 主催のマイ・タイムラインリーダー認定講座に参加し、マイ・タイムラインを作成し、マイ・タイムラインリーダー認定申請書を事務局もしくは協議会構成自治体に提出した方。 B級 マイ・タイムラインの作成の補助を3回以上した方。	

マイ・タイムラインリーダー認定制度規約

鬼怒川・小貝川上・下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

2018年12月13日 施行

2019年7月22日 改訂

2021年2月19日 改訂

2024年6月5日 改訂

第1条 目的

- 1 「鬼怒川・小貝川上・下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下、「協議会」という。）が実施する「みんなでタイムラインプロジェクト」（以下、「プロジェクト」という。）の活動を広めていくこと。
- 2 マイ・タイムラインを普及し、地域に防災・減災活動を根付かせるため、その推進活動ができる人を「マイ・タイムラインリーダー」（以下、「リーダー」という。）として認定し、その人材の育成を目指すこと。
- 3 「マイ・タイムラインリーダー認定制度規約」（以下、「本規約」という。）は、リーダーの認定、並びに活動内容に関して必要な事項を定めたものである。なお、本制度は、リーダー認定者ではない方の本プロジェクトへの活動を妨げるものではない。

第2条 事務局

マイ・タイムラインリーダー認定制度に関する事務局は、協議会の事務局とする。

第3条 認定対象者と認定条件

- 1 リーダーの認定対象者は以下のとおりである。
 - (1) 満18歳以上の方
 - (2) 別紙1に示した協議会構成自治体に在住もしくは事務局が相応しいと認めた方
- 2 リーダーの認定条件は以下のとおりである。
 - (1) 本プロジェクトの活動に賛同し、活動を共にしていただける方
 - (2) 協議会が主催するマイ・タイムラインリーダー認定講座等を受講し、マイ・タイムラインリーダー認定申請書（様式1）を開催した協議会構成自治体等事務局に提出した方
 - (3) 昇級は、活動報告を提出し、別紙2に示した条件を満たした方

第4条 活動内容等

- 1 リーダーの活動範囲は、協議会構成自治体内を基本とする。ただし、協議会以外の活動について妨げるものではない。
- 2 協議会構成自治体の住民に対して、リーダーがマイ・タイムライン作成講座を実施

し、マイ・タイムラインについての作成を支援する。

- 3 協議会構成自治体等が開催するマイ・タイムライン作成講座等で、マイ・タイムラインについての作成を支援することを基本とする。
- 4 リーダーは、マイ・タイムラインリーダー活動報告書（様式2）を提出する。また、本プロジェクトの推進に資する意見の提出をお願いする場合がある。
- 5 本プロジェクトにて作成されたツール以外で使用した資料については、活動報告の記録として、写しを提出する。
- 6 リーダーは、事務局が開催するマイ・タイムラインリーダー認定講座研修等に参加し、常にリーダーとしての素質の向上を図るよう努める。
- 7 リーダーの活動に伴う交通費及び飲食等は、原則として自己負担とする。
- 8 リーダーが活動中の事故等による損害に対し、賠償を求めないものとする。

第5条 リーダー認定講座の開催

- 1 リーダー認定講座は、協議会構成自治体が主体的に開催することを基本とする。
- 2 リーダー認定講座の講師は、開催場所の協議会構成自治体の職員とすることを基本とする。
- 3 リーダー認定証等（認定証・カード・ログインパスワード）の発行・発送は、開催場所の協議会構成自治体を実施することを基本とする。

第6条 リーダーの階級

- 1 リーダーの階級は、「マイスター」「A級」「B級」「C級」とする。
- 2 マイ・タイムライン作成講座の講師としての支援は、「マイスター」「A級」「B級」の階級を取得したリーダーが実施可能とする。ただし、「C級」でも、防災士、気象予報士の資格取得及び消防団員・水防団員であれば、講師としての支援を可能とする。
- 3 マイ・タイムライン作成講座の講師補助としての支援は、「マイスター」「A級」「B級」「C級」の階級を取得したリーダーが実施可能とする。
- 4 「マイスター」のリーダーは、協議会が主催するマイ・タイムラインリーダー認定講座の講師としての支援を可能とする。

第57条 リーダーへの援助

リーダーは、その活動の際に、活用場所等の活用用途と必要部数等を記入した逃げキッド提供依頼書（様式3）を開催する協議会構成自治体等の事務局に提出し、逃げキッド等を無償で活用することができる。

~~ただし、逃げキッドの配布は、事務局の許可が得られた場合に限る。~~

第68条 活動期間

- 1 本プロジェクトにおけるリーダーの活動期間は、令和8年3月31日までと定める。
- 2 本活動期間は、予告なく変更・一時休止される場合があります、その場合は、リーダーの認定も自動的に更新される。活動期間の変更は本規約の更新によって定める。

第79条 個人情報の取り扱い

マイ・タイムラインには、個人情報が含まれる場合がありますので、作成されたマイ・タイムラインの扱いについては十分配慮する。

第810条 登録内容の変更

登録内容に変更があった場合は、速やかにEメールやFAXまたはマイ・タイムラインポータルサイトによる登録等の方法で事務局申請した協議会構成自治体等に知らせる。

第911条 認定の解除

認定の解除を希望するリーダーは、事務局申請した協議会構成自治体等に連絡し、解除手続きを行う。

第1012条 活動への是正処置

事務局は、リーダーが次のいずれに該当する場合は、その理由を伺った上で、是正処置をとることがある。

- (1) 活動の趣旨に違反した、またはその疑いがあると認められた活動行為の場合
- (2) 法令や公序良俗に反する行為が認められた場合

第1113条 免責事項

- 1 リーダーが講座に起因または関連して、リーダーと参加者その他の第三者との間で紛争が発生した場合、自己の費用と責任において、当該紛争を解決するものとする。
- 2 リーダーが本規約に違反して協議会に損害を与えた場合、リーダーが被った損害を受けなければいけない。

別紙 1

- ・古河市
- ・結城市
- ・龍ヶ崎市
- ・下妻市
- ・常総市
- ・取手市
- ・つくば市
- ・守谷市
- ・筑西市
- ・坂東市
- ・つくばみらい市
- ・八千代町
- ・利根町
- ・宇都宮市
- ・小山市
- ・真岡市
- ・矢板市
- ・さくら市
- ・下野市
- ・上三川町
- ・益子町
- ・芳賀町
- ・塩谷町
- ・高根沢町

別紙 2

C級 **事務局協議会**主催のマイ・タイムラインリーダー認定講座に参加し、マイ・タイムラインを作成し、マイ・タイムラインリーダー認定申請書を事務局もしくは協議会構成自治体に提出した方。

B級 マイ・タイムラインの作成の補助**もしくは指導**を3回以上した方。

A級 マイ・タイムラインの作成を5回以上指導した方。

マイスター マイ・タイムラインの作成を10回以上指導した方。

様式 1

マイ・タイムラインリーダー認定申請書

申請日 令和 年 月 日

鬼怒川・小貝川上・下大規模氾濫に関する減災対策協議会事務局 御中

【確認事項】※下記内容を確認の上、□にレ印を記入

- 私はマイ・タイムラインリーダー認定制度規約を同意した上で、下記の通りマイ・タイムラインリーダー認定申請をいたします。
- 今後下記のメールアドレスに、マイ・タイムライン作成講座等の情報の通知を認めます。

【記入項目】※太枠内のみ記入

ふりがな 氏名	姓	名	印	性別	男・女
生年月日	西暦	年	月	日	生 (満 歳)
現住所	〒				
	地区名 :				
電話番号 (FAX)	()		携帯電話		
メールアドレス					
職業	以下に該当する場合は□にレ印を記入。 <input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> 大学生 <input type="checkbox"/> その他 ()				
所有資格等	以下に該当する場合は□にレ印を記入。その他関連する資格を有する場合は括弧内に記入。 <input type="checkbox"/> 防災士 <input type="checkbox"/> 消防団員・水防団員 <input type="checkbox"/> 気象予報士 <input type="checkbox"/> その他 ()				
マイ・タイムラインリーダー認定講座の参加実績	講座参加日を記入 年 月 日 講座が開催された会場及び市町村を記入 ()				
マイ・タイムライン作成支援	これまでに、講師もしくは講師補助としてマイ・タイムラインの作成支援を行ったことがありますか？(あてはまる項目の□にレ印を記入) <input type="checkbox"/> 作成を講師として支援したことがある (回) <input type="checkbox"/> 作成を講師補助として支援をしたことがある (回) ※作成支援内容については、「マイ・タイムラインリーダー活動報告書」に記載願います。				

【お願い】：ご自身のマイ・タイムラインの提出を事務局までお願いいたします。(任意)

【事務局記入項目】

受理日	令和 年 月 日	登録(交付) ID	
登録等級	級	地区	

※個人情報の取り扱いは、マイ・タイムラインリーダー認定制度に関する取り組みの利用といたします。

申請書の提出先

メール送付先：ktr-shimodate_info@mlit.go.jp、FAX送付先：0296-25-3019

郵送先：〒308-0841 茨城県筑西市二木成 1753 国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所

様式 2

令和 年 月 日

鬼怒川・小貝川上・下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会
事務局 御中

印

マイ・タイムラインリーダー 活動報告書

令和 年 月 日、マイ・タイムラインリーダーとして、支援先（自治体名 ）
において行いましたマイ・タイムライン作成支援について、報告書を下記の通り提出いたします。

記

1. 支援日時

令和 年 月 日

2. 支援先

3. 実施内容

①活動概要

②作成支援において工夫した点

③今後の活動に向けた改善点・課題点

④その他（気付いた点などについて自由に記述）

【お願い】

- ・ 支援された活動状況がわかる写真や作成されたマイ・タイムラインをご提供いただけるようでしたら、事務局に提供いただくと、今後の水防災意識再構築に向けた取組の参考にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以 上

申請書の提出先

メール送付先：ktr-shimodate_info@mlit.go.jp、FAX 送付先：0296-25-3019

郵送先：〒308-0841 茨城県筑西市二木成 1753 国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所

様式 3

逃げキッド提供依頼書

申請日 令和 年 月 日

鬼怒川・小貝川上・下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会
事務局 御中

【確認事項】※下記内容を確認の上、□にレ印を記入

- 私はマイ・タイムラインリーダー認定制度規約を同意した上で、下記の通り逃げキッドの提供を依頼いたします。
- 講座開催後に、速やかに活動報告書を提出いたします。
- 逃げキッドを使用しなかった場合や逃げキッドが余った場合には、お近くの自治体や下館河川事務所までお返しします。

【記入項目】※太枠内のみ記入

ふりがな 氏名	姓	名	印	性別	男・女
電話番号					
マイ・タイムライン リーダーID	NO.				
逃げキッド 使用日	西暦	年	月	日	
逃げキッド 使用場所					
支援する 講座の概要	講師または講師補助として支援するマイ・タイムライン作成講座に関する概要を記載願います（参加対象者や参加者数など）				
逃げキッド 必要部数	部				
逃げキッド 希望受取方法	希望する受取方法の□にレ印を記入。 <input type="checkbox"/> 下館河川事務所へ来庁 <input type="checkbox"/> 市役所、町役場へ来庁 希望する市役所、町役場の名前を記入願います。 市役所・町役場名：				

※申請から発送まで2週間程度の見込みです。

【事務局記入項目】

受理日	令和 年 月 日	登録（交付）ID	
登録等級	級	地区	

申請書の提出先
メール送付先：ktr-shimodate_info@mlit.go.jp、FAX送付先：0296-25-3019
郵送先：〒308-0841 茨城県筑西市二木成 1753 国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所